

令和元年度京都府同行援護従業者養成研修実施要領

1 趣 旨

視覚障害児・者の社会参加を支援するために同行援護の発展・充実に寄与することを目的として、京都府同行援護従業者養成研修を実施する。

2 実施主体

主 催 京都府
実施機関 公益社団法人京都府視覚障害者協会

3 受講対象者

両課程とも1日当たり4～5時間程度、徒歩での移動や階段の昇降をすることとなるので、体力面に問題がないことを条件とする。不安がある場合には、実施機関までご相談ください。

(1) 一般課程

京都府内において同行援護に従事している、あるいは従事する意思を有する者

(2) 応用課程

京都府内の同行援護事業所（指定予定も可）において、サービス提供責任者に任用されている、あるいは任用される予定の者で、下記のいずれかの資格を有する者

- ① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者
- ② 平成23年度以前の京都市及び京都府視覚障害者移動支援従事者養成研修等の視覚障害者ガイドヘルパー養成研修を修了した者
- ③ 視覚障害者移動介護従業者養成研修を修了した者
- ④ その他同行援護従業者養成研修（一般課程）の内容以上の研修課程を修了した者

4 開催回数等

会 場	課 程	日 程	場 所	受講定員
(1) 北部会場	一般	令和元年9月6日(金)、7日(土)、 11日(水)、12日(木)	市民交流プラザふく ちやま	30名
	応用	令和元年9月18日(水)、19日(木)	ほか周辺施設	20名
(2) 南部会場	一般	令和元年10月2日(水)、6日(日)、 9日(水)、11日(金)	京都府情報コミュニ ケーションプラザ	30名
	応用	令和元年11月6日(水)、7日(木)	ほか周辺施設	20名
(3) 中部会場	応用	令和2年 2月11日(祝・火)、12日(水)	京都ライトハウス ほか周辺施設	20名

5 研修カリキュラム

平成23年厚生労働省告示第335号別表第3及び第4と同程度の内容を標準とする。

(1) 一般課程

① 視覚障害者（児）福祉サービスに関する講義	1時間
② 同行援護の制度と従業者の業務に関する講義	2時間
③ 障害・疾病の理解に関する講義Ⅰ	2時間
④ 障害者（児）の心理に関する講義Ⅰ	1時間
⑤ 情報支援と情報提供に関する講義	2時間
⑥ 代筆・代読の基礎知識に関する講義	2時間
⑦ 同行援護の基礎知識に関する講義	2時間
⑧ 基本及び応用技能に関する演習	8時間
合計	20時間

※⑧演習の詳細

アイマスクを着用してペアでの疑似体験、繰り返しの階段昇降練習、不整地歩行演習、実際に運行中の交通機関を利用した演習 など
歩行に配慮が必要な場合、参加できないことがあります。

(2) 応用課程

① 障害・疾病の理解に関する講義Ⅱ	1時間
② 障害者（児）の心理に関する講義Ⅱ	1時間
③ 場面別基本及び応用技能に関する演習	6時間
④ 交通機関の利用に関する演習	4時間
合計	12時間

※③及び④演習の詳細

アイマスクを着用してペアでの疑似体験、繰り返しの階段昇降練習、不整地歩行演習、実際に運行中の交通機関を利用した演習、買物実習（実際に物品の購入をおすすめします。購入する場合は、購入物品の実費がかかります。）など歩行に配慮が必要な場合、参加できないことがあります。

6 受講定員

一般課程：60名、応用課程：60名（日程ごとの定員は4を参照のこと）

受講申込者数が定員を上回る場合は、京都府において申請書の記載事項を勘案し、受講者の選定を行います。

7 受講申込手続

(1) 申込方法等

区分	事業所	一般
対象者	京都府内の <u>同行援護事業所</u> （指定予定も可） <u>に所属している者</u>	京都府内において同行援護に従事する意思を有する者（「事業所」に掲げる者以外）
申込先	<u>事業所の所在する</u> <u>市町村障害福祉担当課</u>	公益社団法人京都府視覚障害者協会 〒603-8302 京都市北区紫野花ノ坊町1-1 京都ライトハウス内
申込方法	以下の書類を添えて、 申込先あて郵送または持参 ・受講申込書（別紙1） ・事業所管理者の推薦書（別紙2） 注）受講希望者が所属する事業所毎に申込み	以下の書類を添えて、 申込先あて郵送 ・受講申込書（別紙3）
申込期間	北部会場 令和元年7月26日（金）から 令和元年8月5日（月）まで 南部会場 令和元年7月26日（金）から 令和元年8月21日（水）まで 中部会場 令和元年7月26日（金）から 令和元年12月19日（木）まで	北部会場 令和元年8月8日（木）から 令和元年8月22日（木）まで 南部会場 令和元年9月2日（月）から 令和元年9月17日（火）まで 中部会場 令和2年1月8日（水）から 令和2年1月31日（金）まで
受講決定通知	申込期間終了後10日程度を目途に、申込者あて郵便により通知	研修初日の7日前を目途に、申込者あて郵便により通知

(2) 留意事項

【事業所の受講について】

申込期間内に申し込みできなかった場合でも、一般区分での申し込みはできますが、一般区分での取り扱いとなります。

【一般の受講について】

一般区分では、「申し込み受付日」以降に申し込み先着順（同日で申し込み多数の場合は抽せん）となり、定員に達した時点で申し込みをお断りすることとなりますのでご了承ください。

また、事業所の申し込みが多く、募集できないことがありますので、ご承知ください。

8 資料代

一般課程 12,590円 応用課程 9,590円 一般及び応用課程 19,590円
(実費相当額。テキスト代2,590円を含みますので、実際の費用は変動します。)

※テキスト「同行援護従業者養成研修テキスト（第3版）」（中央法規）を所持し、持参可能な場合は資料代からテキスト代を差し引きます。

※資料代の支払い方法は、受講決定後別途通知

9 修了証書

研修の全課程を修了した者には、京都府から修了証書を交付する。

ただし、遅刻、早退、演習を行えなかった場合、その他受講態度に著しい不良を認める場合は、修了証書を交付しない場合がある。

10 個人情報の取扱い

受講申込書に記載された個人情報は、本研修の実施に関わる最小限度の目的にのみ使用する。ただし、市町村における同行援護実施上の参考とするため、研修修了者については氏名、住所及び連絡先電話番号等を名簿に登録し、京都府から関係市町村に提供する。

11 問い合わせ先

(1) 研修の申込について（申込先は7を参照のこと）

京都府障害者支援課 福祉サービス・障害児支援担当（TEL：075（414）4596）

(2) 研修の内容・カリキュラム、資料代の支払に関すること

公益社団法人 京都府視覚障害者協会（TEL：075（463）5569）